

**犀川・大野川水系における
不法係留船対策に係る計画書**

平成18年9月

石川県土木部

目 次

重点的撤去区域の設定に係る年次計画及び同区域における不法係留船の強制的な撤去措置に係る年次計画	
1 不法係留船の現状等	1
2 重点的撤去区域の設定の基本的な考え方	1
3 規制措置の進め方	2
4 重点的撤去区域の設定に係る年次計画及び同区域における不法係留船の強制的な撤去措置に係る年次計画	2
図 1 河川法等に基づく規制手順	3
図 2 重点的撤去区域(犀川水系)	4
図 3 重点的撤去区域(大野川水系)	5
犀川・大野川水系における恒久的係留・保管施設の整備に係る年次計画	
1 恒久的係留・保管施設の現状	6
2 恒久的係留・保管施設の整備に係る基本的な考え方	6
3 恒久的係留・保管施設の整備に係る年次計画	6
図 4 整備候補位置図	7
その他	
1 関係者への広報啓発活動計画	8
2 計画推進のための体制整備	9

重点的撤去区域の設定に係る年次計画及び同区域における不法係留船の強制的な撤去措置に係る年次計画

1 不法係留船の現状等

- (1) 河川区域内におけるプレジャーボート等の係留については、係留杭等の施設を設置して係留する場合には河川法第24条、第26条等の規定に基づく河川管理者の許可が必要であり、また、係留施設を設置することなく、係留する場合においても、当該係留が通常の一時的係留でない場合には、同法第24条等の規定に基づく河川管理者の許可が必要である。
- (2) 河川区域と港湾区域が重複する区域については、港湾管理者が港湾の利用、開発、保全の観点から港湾施設の適正な配置をしており、港湾法第37条の規定に基づき港湾管理者の許可が必要である。
- (3) 河川区域内のプレジャーボート等は、洪水の流下の障害、護岸への係留杭の設置や船舶が流出した場合の河川管理施設等の損傷、河川工事の実施の支障等の治水上の支障のほか、一般公衆の自由使用の妨げ、騒音の発生、景観の障害等様々な面で河川管理上の支障を引き起こすことになり、基本的には許可が出来ないものである。
- (4) 河川管理者の許可に基づかず、河川区域内に係留している船舶は無許可という意味で不法係留船であり、河川法に基づく強制的な撤去措置の対象となるものである。
- (5) 平成17年3月の実態調査によれば、犀川・大野川水系には285隻の不法係留船が確認されており、河川別にみると犀川水系では61隻、大野川水系では224隻となっており、これは県内の不法係留船約1,900隻のうちの約15%を占める割合となっている。係留形態としては、護岸や河川に杭等を打ち込みロープで係留しているもの、栈橋を設け係留しているもの、また、道路ガードレールにロープで係留しているものがある。

2 重点的撤去区域の設定の基本的な考え方

河川管理者が不法係留船対策を適正に実施するため、重点的に強制的な撤去措置を執る必要があると認められる河川の区域（以下「重点的撤去区域」という。）を次の観点から設定するものとする。

(1) 流路特性

洪水時等に河川の流下を障害する区域及び狭窄部、水衝部、湾曲部、合流で渦流が発生している区域

(2) 河川管理施設等

水門や橋梁の管理施設付近の区域

(3) 環境保全

住宅近傍地でゴミの不法投棄、騒音等により環境の悪化が懸念される区域

(4) 高水敷土地利用等

自然環境が豊かで保全する必要がある区域及び公園など高水敷の公開性を確保する必要がある区域

- (5) 水域管理
沈没船や廃船が放置されている区域で水域管理上支障のある区域
- (6) 河川工事等
河川改修工事が早期に予定される区域及び流下能力が足りない区域

3 規制措置の進め方

- (1) 規制措置を効率的に実施するためには、事前にプレジャーボート等の所有者のみならず、関係機関や関係団体等に重点的撤去区域を広く周知することが必要である。
このためには、水域管理者、金沢市、内灘町、マリナー事業者及び販売事業者等が一体となり、看板の設置など種々の方法を活用し、積極的に広報や周知活動を行うものとする。
- (2) 強制的な撤去措置は、不法係留船・工作物について、所有者の確知作業を進め、所有者が確知出来た不法係留船・工作物から順次、移動や撤去を促し、必要に応じて河川法に基づく監督処分や行政代執行法に基づく行政代執行の措置等を図 - 1 の手順で実施していくものとする。

4 重点的撤去区域の設定に係る年次計画及び同区域における不法係留船の強制的な撤去措置に係る年次計画

- (1) 犀川水系については、平成 18 年 5 月に民間マリナーが開設され、受け皿が整備されていることから、上記 2 により、平成 17 年 3 月の実態調査で不法係留船が確認されている犀川橋から犀川河口までの区間の約 1.2km を、平成 18 年度中に重点的撤去区域に設定するものとする。(図 2)
- (2) 大野川水系については、今後、民間事業者による係留施設の整備の進捗を見ながら、上記 2 により、平成 17 年 3 月の実態調査で不法係留船が確認されている貯木場付近からみなと大橋まで及び大徳川の河口部の約 3.8km の区間を、平成 18 年度中を目途に重点的撤去区域として設定するものとする。(図 3)
- (3) 今後も不法係留船の実態を調査し、必要な区間を順次、重点的撤去区域として拡大するものとする。
- (4) 強制的な撤去措置については、上記(1)及び(2)により設定する重点的撤去区域内の不法係留船に対し、マリナー等への移動を促しつつ、不法係留船の状況を把握しながら、平成 18 年度から措置を講じていくものとする。

図－１ 河川法等に基づく規制手順

河川法等に基づく規制手順

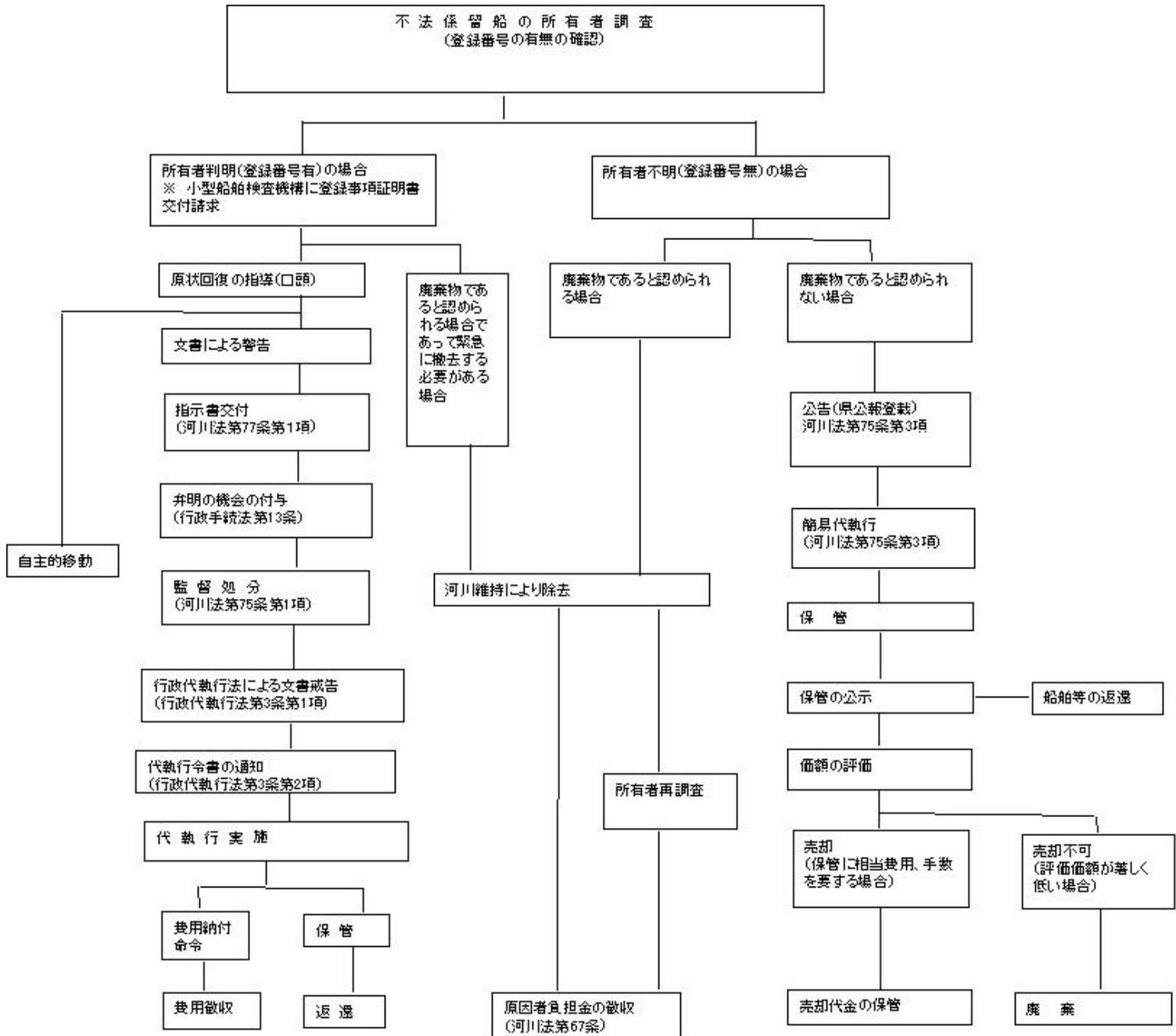


図 2

重点的撤去区域（犀川水系）

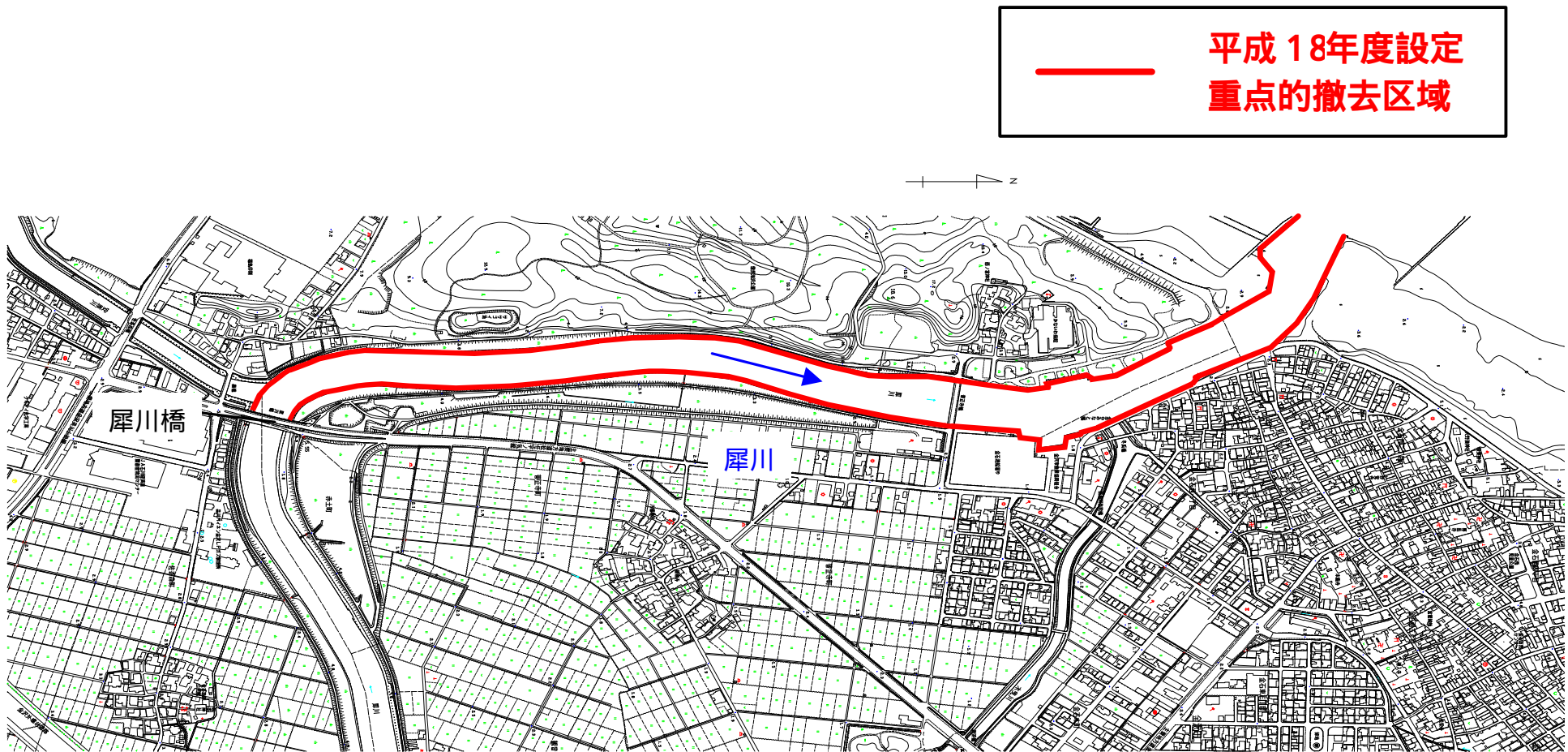
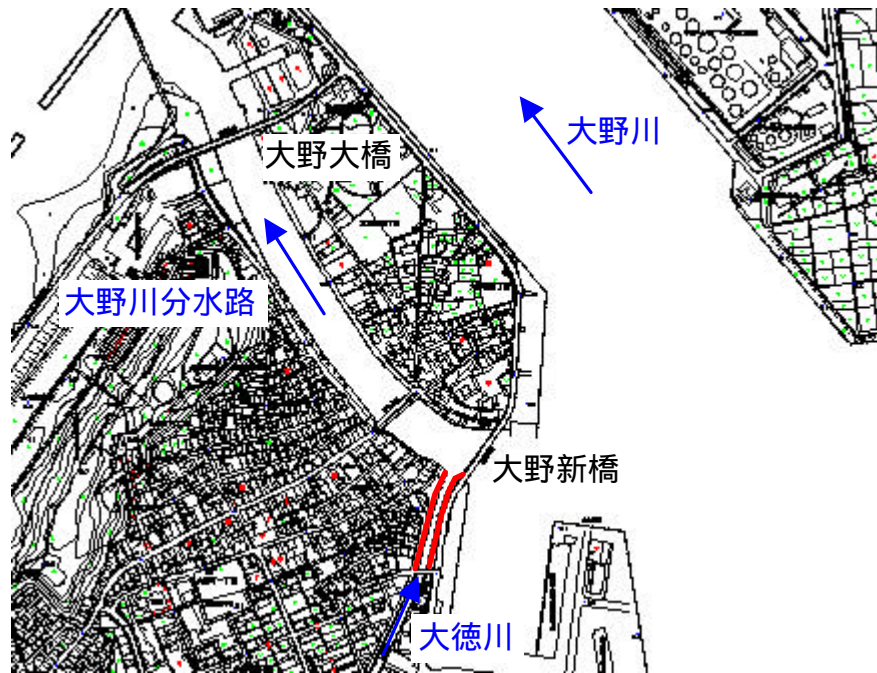
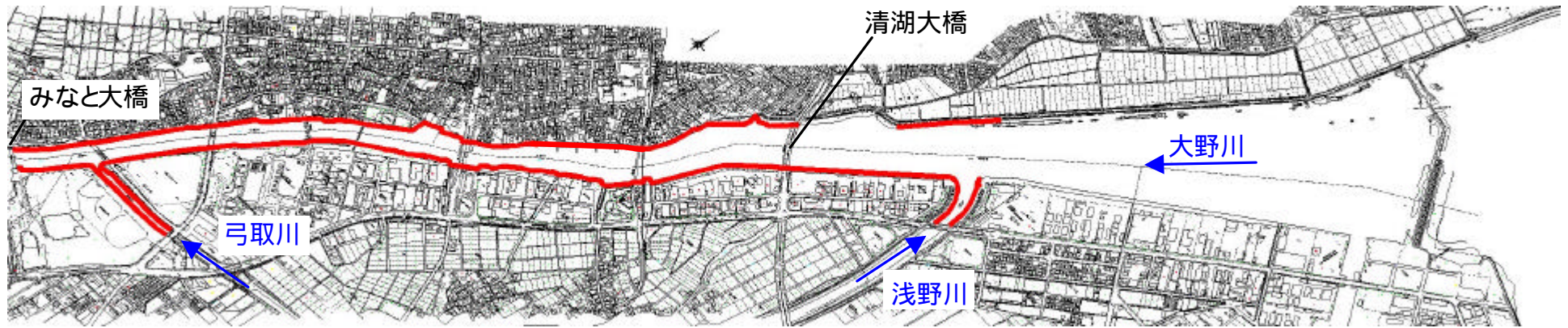


図 3

重点的撤去区域（大野川水系）



— 平成 18年度設定
重点的撤去区域

・ 犀川・大野川水系における恒久的係留・保管施設の整備に係る年次計画

1 恒久的係留・保管施設の現状

プレジャーボート等の係留保管施設については、現在大野川水系に7箇所のマリーナ（陸上保管施設）があり、一部のマリーナで収容余力があるものの、その他は満隻状態であり、約160隻のプレジャーボートを収容する施設が必要となっている。

また、犀川水系では平成18年5月に、民間マリーナ（陸上保管施設）が開設され、61隻が収容可能となっている。

2 恒久的係留・保管施設の整備に係る基本的な考え方

大野川水系においては、当分の間、陸上保管施設として利用できる土地が無く、早期の陸上保管施設の整備は困難であることから、治水上及び河川環境上並びに港湾施設の利用上支障のない区域を選定の上、当該区域に水面係留せざるを得ない状況である。

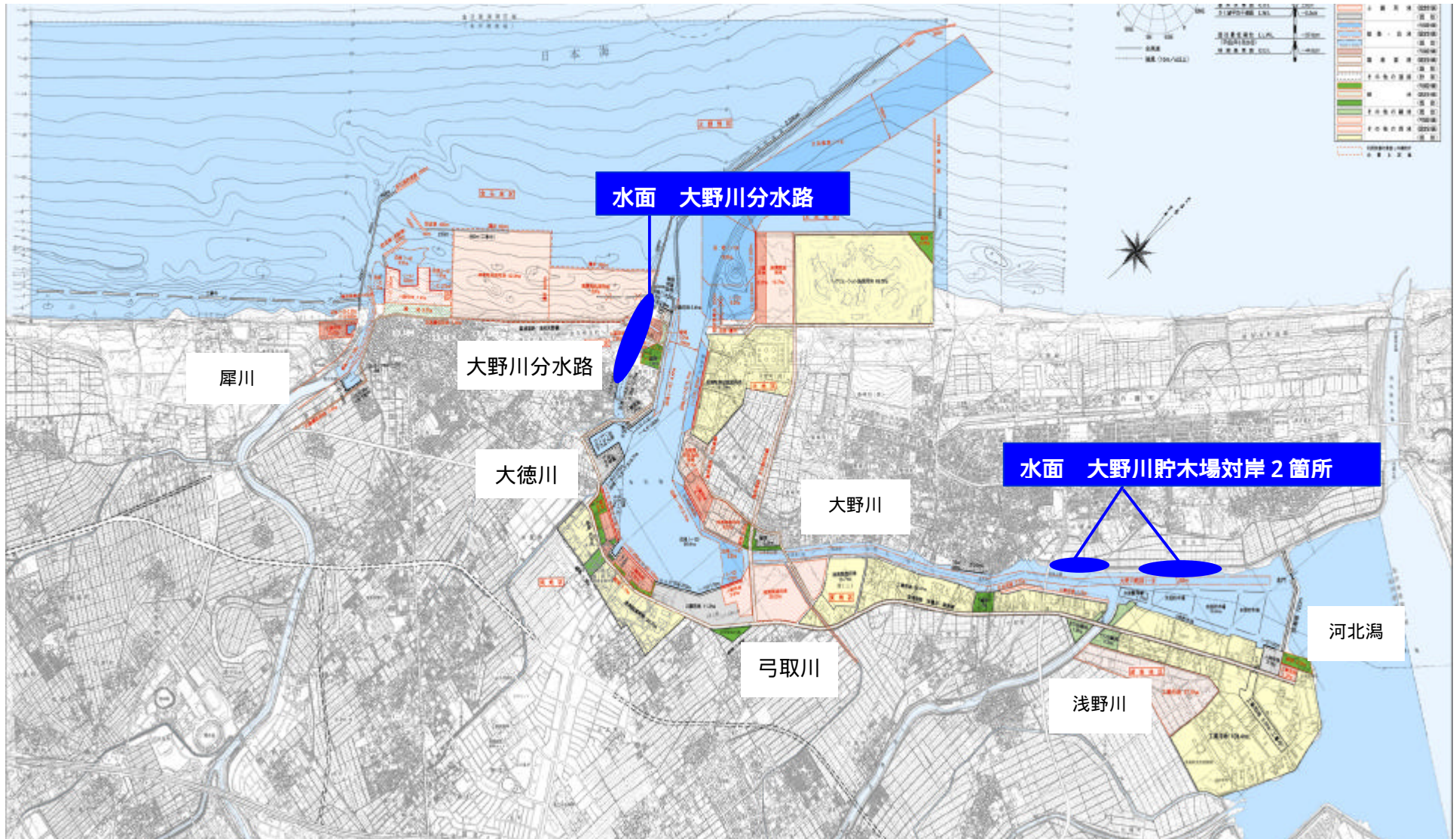
この水面係留施設の整備に当たっては、民間事業者を公募により選定の上、当該事業者が河川法及び港湾法の占用許可を与え、施設整備を図ることとする。

3 恒久的係留・保管施設の整備に係る年次計画

大野川水系において、治水上及び河川環境上並びに港湾施設の利用上支障のない区域（大野川分水路及び貯木場対岸2箇所。図4）を利用し、民間活力による係留施設整備及び管理運営事業を実施することとし、本事業を実施する民間事業者を平成18年9月から公募で募集するものとする。

平成18年中に、応募者の中から適正な整備運営事業者を選定し、早期に施設整備の実現を図っていくものとする。

図-4 整備候補位置図



その他

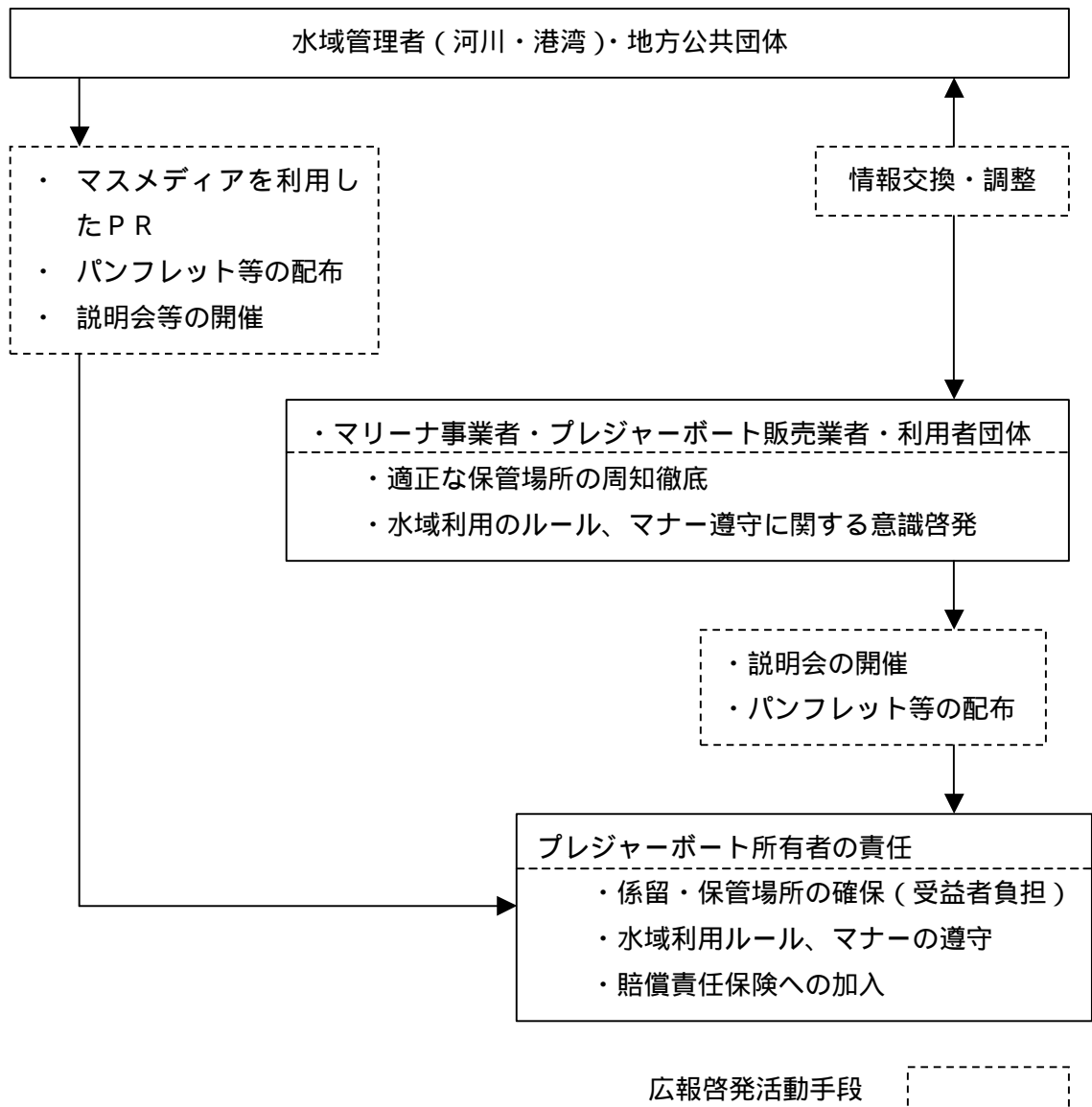
1 関係者への広報啓発活動計画

水域利用の秩序の確立や係留・保管の適正化を図るためには、プレジャーボート等所有者の自己責任の原則を前提にしながら、関係者の責務を明確にし、水域利用のルールやマナーの遵守等について、意識の啓発活動を行う必要がある。

不法係留船の所有者に対して、チラシやパンフレットの作成・配布及び説明会の開催により、マリーナへの移動を促すものとする。

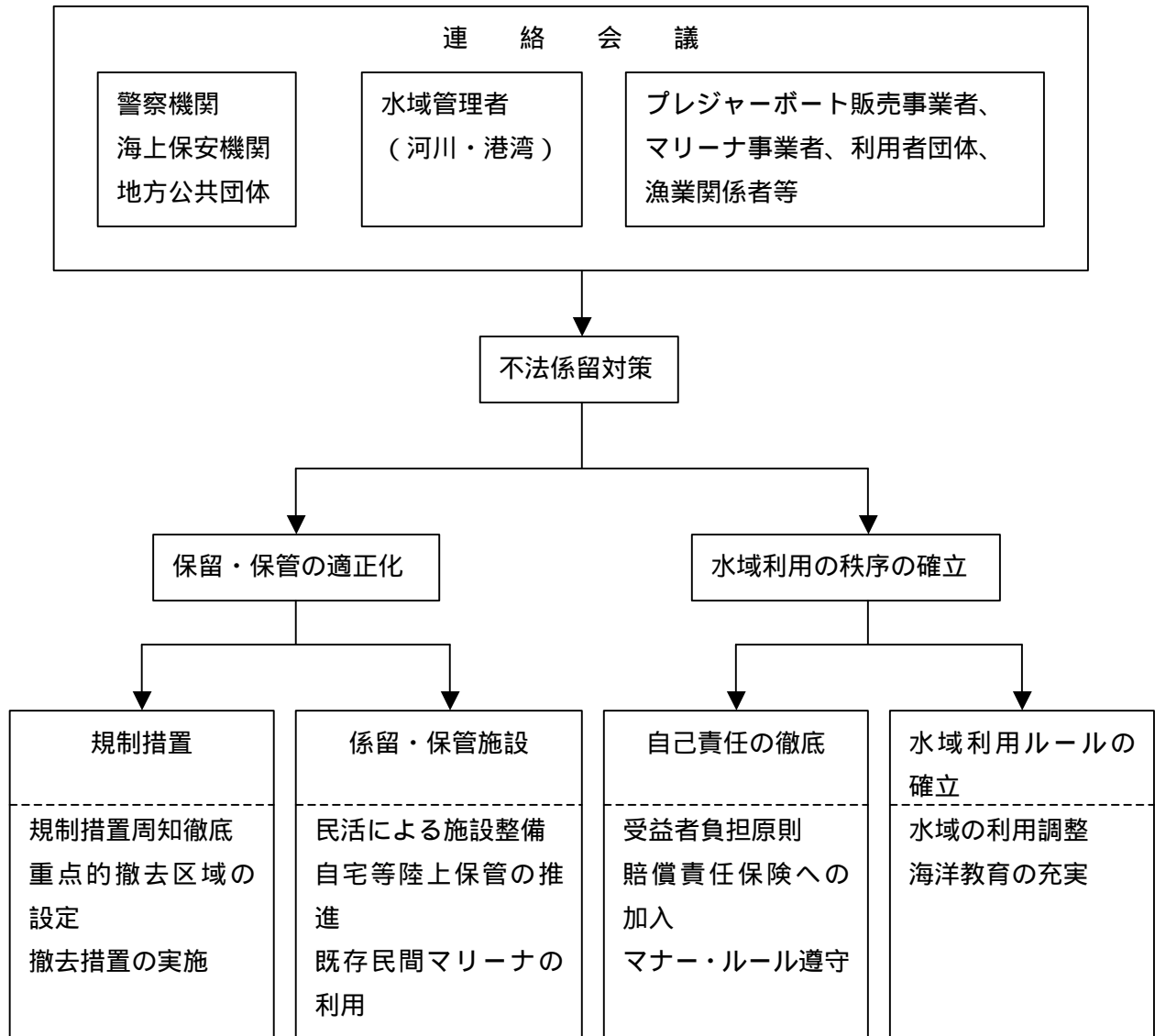
また、マリーナ事業者やプレジャーボート販売事業者、利用団体等においては利用者と直接相対する立場にあり、係留保管に関する情報の提供やルール・マナーの遵守等の意識、啓発活動に積極的な役割を果たすことが望まれる。

そこで、各水域管理者は地方公共団体や各種事業者と情報交換や調整を行う等連携を図りつつ、広く情報提供や啓発活動を実施することとする。



2 計画推進のための体制整備

プレジャーボート等の水域利用の秩序を確立し、係留保管の適正化を図るためには、河川管理者による取り組みだけでなく、関係地方公共団体、警察機関、海上保安機関等の他、マリーナ事業者、プレジャーボート販売事業者、利用者団体、漁業関係者等が相互に連携を図り対応する必要があるため、これらの関係機関による連絡会議を設置するものとする。



(平成19年3月23日一部改正)